



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和5年6月13日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 2号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	1
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	4
承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について）	5
議第28号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について	6

〔承第2号〕

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

【議案書：24頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）
条例改正に影響する施行日	令和5年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	第317条の3の2、第321条の5、第321条の7、第321条の7の10、第321条の8、第321条の12、第463条の15、第473条、第481条、附則第6条、附則第15条、附則第15条の8、附則第15条の9の3、附則第15条の10、附則第15条の11、附則第16条の4、附則第29条の8の2、附則第29条の9、附則第29条の18、附則第30条、附則第30条の2、附則第34の2、附則第60条、附則第64条、法施行令48条の9の3、法施行規則第15条の15、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

（個人住民税）

○ 森林環境税及び森林環境譲与税の導入に伴う改正規定（第26条の10、第29条の2、第31条、第32条の2の2、第32条の5、第32条の5の2、第32条の5の6関係）

趣旨：森林環境税及び森林環境譲与税が、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益防止等の公益的機能を維持・増進するために導入され、令和6年度から課税が開始されるため、関係条文を改正します。

施行日：令和6年1月1日

（固定資産税）

○ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合を定める規定（附則第6条の2、附則第6条の3関係）

趣 旨：大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に係るわがまち特例の割合を3分の1とします。また、この減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定します。

施行日：令和5年4月1日

(軽自動車税)

○ 新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車種別割額の税率を定める改正規定（第66条関係）

趣 旨：現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自動車（原動機付自動車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のもの、例えば、電動キックボード）に係る軽自動車種別割を2,000円とします。それ以外の原動機付自転車の種別割を3,700円とします。

施行日：令和5年7月1日

○ 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更する改正規定（附則第12条の2、附則第14条）

趣 旨：令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック、バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいものです。税制上の再発防止策として、不正により生じた納税不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納税不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げます。

施行日：令和6年1月1日

○ 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長する改正規定（附則第13条）

趣 旨：軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用期間を3年間（25%軽減の対象については、2年間）延長します。

施行日：令和5年4月1日

◎ 施行期日等（附則）

○ **施行期日**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第66条第1号ニの改正及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第14条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第26条の10第2項並びに第29条の2の見出し及び同条第1項の改正、同条に1項を加える改正並びに第31条、第32条の2の2、第32条の5、第32条の5の2及び第32条の5の6の改正並びに附則第12条の2の2の改正（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第14条第3項の改正並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（改正後の条例附則第14条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第28条の3の2の改正及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

○ **経過措置**

市民税、固定資産税及び軽自動車税について、それぞれ経過措置を定めます。

◎ **専決日**

令和5年3月31日

[承第3号]

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：64頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)
条例改正に影響する施行日	令和5年4月1日
改正される法令	地方税法(昭和25年法律第226号)
条例改正に影響する条	法附則第15条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理(附則第2項、第3項、第4項、第5項及び第15項)

趣旨:課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことによる引用条項を整理するものです。

◎ 施行期日等(附則)

○ 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ 経過措置

- 1 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。
- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第●号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第15項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とします。

◎ 専決日

令和5年3月31日

〔承第4号〕

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：66頁】

◎ **改正の概要**

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に引き下げられたことを受け、人事院が同日に「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則九-三十（特殊勤務手当）の特例」に定める新型コロナウイルス感染症に関する特例を廃止しました。

それに伴い、本市の条例の附則に定める同内容について、人事院に合わせて令和5年5月8日付けで削るものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **附則の改正（第2項及び第3項）**

附則第2項及び第3項に定める新型コロナウイルス感染症に対応するための特殊勤務手当の特例を削ります。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

◎ **専決日**

令和5年5月8日

〔議第 28 号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について

【議案書：69頁】

◎ 条例の趣旨

美濃加茂市常勤の特別職職員である市長、副市長の給料月額、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年美濃加茂市条例第21号）第3条で規定されているが、一定の期間についてこの条例とは異なる給料月額を規定するため特例の条例を新規に制定するものです。

◎ 条例の概要

市長、副市長の給与について、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和5年7月1日から適用します。

○ 条例の失効

この条例は、令和5年7月31日限り、その効力を失います。